○国家公安委員会

一〇　交通の方法に関する教則の一部を改正する件　一　46　四七

一一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件　一五　特24　一

一二　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二三　二

一三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二三　特25　一

一四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　二七　73　六一

○個人情報保護委員会

一　特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件　二二　66　七〇

○個人情報保護委員会、金融庁

一　金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一二　一

二　金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件　一二　三

○個人情報保護委員会、総務省

一　放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一二　三

二　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一二　四

三　信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一二　五

四　電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一二　五

○個人情報保護委員会、法務省

一　債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一　46　四八

○個人情報保護委員会、経済産業省

一　信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　一　46　四九

二　経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件　一　46　五〇

○金融庁

一八　損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件　一　46　五〇

一九　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　七　二

二〇　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二一　63　八〇

二一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件　二二　67　一

二二　金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件の一部を改正する件　二七　74　三六一

二三　特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　二七　74　三六二

二四　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　二七　74　三六三

二五　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件　二七　74　三六四

二六　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　二七　74　三六五

二七　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二七　74　三六五

二八　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二七　74　三六五

二九　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件　二七　74　三六七

三〇　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件　二七　74　三六八